

4. 採用候補者決定通知の見本と解説（表面）

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

①

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

②

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号		A000001
氏名	学校用 見本 (カ ツウヨウ ミホ)		様

★ 99999901 #5999999

交付書類コード= F

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申 込 内 容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する		希望する

選 考 結 果

要件確認 (※2)	給付奨学金 (※4)	貸与奨学金			
		候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
		ア：併用貸与 (※1)	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金	
		候補者決定	候補者決定	候補者決定	
国籍・在留資格等	○	○	○	○	
家計に関する基準	○	○	○	○	
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	
高卒後の期間・高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	
マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○	
その他必要書類の提出 (※3)	○	○	○	○	

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む。）、「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税（所得）証明書」等収入等に関する証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類（該当者のみ）等です。

※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

利用条件 (※2) (※3)	給付奨学金 (※1)	第一種奨学金 (無利子) (※5)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子)
	支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	併用貸与の利用可 最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (※4)	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式
	保証制度 (※6)	*****	機関保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式

注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことのある学生に支給されます。「(私立理工農)」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国・公立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額になります。

注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人で、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工農)」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。

注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。

注5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国・公立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

（注意事項）

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。

決定通知 表面 確認項目

- ① 「令和7年度」となっているか・・・ほかの年度の書類は無効です。
- ② 【提出用】と記載されているものを大学へ提出します。
※【本人保管用】は進学届提出時に必要となるので各自保管してください。
- ③ 奨学金の種類ごとの選考結果が記載されています。
※申込可能な奨学金にはすべて「候補者決定」と記載されています。
- ④ 給付奨学金の支援額（給付奨学金採用候補者のみ記載）
支援区分：第Ⅰ区分～第Ⅳ区分いずれかが記載され、区分ごとに受けられる奨学金の金額、授業料の減免額が変わります。変更はできません。（支援区分の詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」P.5、P.10～11、P.22を参照）
該当者は以下2つの手続きを行わないと、奨学金も授業料減免も受けられませんのでご注意ください。
1. 給付奨学金を受けるには
採用候補者決定通知を提出し、識別番号等を受け取り、進学届を提出（WEB手続き）する。
2. 授業料減免を受けるには
「3.提出書類」より授業料減免に関する申請書（A様式1）をダウンロードし、決定通知と併せ学生支援課へ提出する。
- ※支援区分の詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」P.5、P.8、P.10～11、P.22を参照。
なお『第Ⅳ区分（私立理工農）』と記載されている方は、給付奨学生採用候補者のしおりP.11にある通り本学は文系大学のため給付奨学生および授業料減免の対象にはなりません。
- ※「第Ⅱ区分【多子世帯○】」または「第Ⅲ区分（多子世帯）」と書かれている場合（給付奨学生採用候補者のしおりP.22参照）
第Ⅰ～Ⅳ区分いずれかの給付奨学金受給資格があり、さらに多子世帯としての授業料減免対象となります。
- ※「不採用【多子世帯○】」と書かれている場合
給付奨学金は不採用ですが、多子世帯としての授業料減免対象となる可能性があります。
4月に学内で募集する日本学生支援機構奨学金の「在学採用」に新規申込みをしてください。なお在学採用は4月授業開始日頃
から募集予定です。

⑤ 第一種奨学金の月額

決定通知の記載内容に基づく貸与額一覧は次の通りです。

決定通知の表記	選べる金額（自宅生）	選べる金額（自宅外生）
最高月額利用：可	最高月額 54,000 円、 他に 40,000 円、30,000 円、 20,000 円	最高月額 64,000 円、 他に 50,000 円、40,000 円、 30,000 円、20,000 円
最高月額利用：不可	40,000 円、30,000 円、20,000 円 （最高月額は選択不可）	50,000 円、40,000 円、30,000 円、20,000 円 （最高月額は選択不可）

ただし、給付奨学金も採用となっている方は、支援区分により第一種奨学金の月額が自動調整されます。詳細については「給付奨学生採用候補者のしおり」P.14を確認してください。

⑥ 第二種奨学金の月額

第二種奨学金は、進学届提出画面において貸与月額を変更することができます。
採用後（奨学金振込後）に変更する場合は、返還誓約書（「貸与奨学生採用候補者のしおり」P.26参照）を提出しないと変更できません。

⑦ 入学時特別増額貸与奨学金

1. 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込	： 不要 と印字されている場合
その下に記載されている一時金（10万円～50万円）について、貸与を受けることができます。 ※金額は進学届提出時に変更可能です。また不要の場合は辞退できます（⑪参照）。	
2. 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込	： 必要 と印字されている場合
現時点では貸与を受けることができません。 「国の教育ローン」に申し込み、審査の結果利用できなかった場合のみ、貸与を受けることができます。 決定通知とともに次の2点を揃えて提出してください。	
1. 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ※決定通知と共に高校より配付済	
2. 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文コピー ※公庫書類	
添付書類が提出できない場合は、入学時特別増額貸与奨学金を辞退してください（裏面⑪参照）。 ※詳しくは「貸与奨学生採用候補者のしおり」P.20 およびピンク色の「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」について」（A3二つ折・決定通知と共に高校より配付済）を参照してください。	

4. 採用候補者決定通知の見本と解説（裏面）

【（国内大学等進学者用）進学後記入欄】

※海外大学進学者は記入不要です。

学籍番号	〇〇〇〇〇〇〇 ⑧			
学部・学科	〇〇学部〇〇学科 ⑨			
(フリガナ)	〇〇〇〇 〇〇〇			
氏名	〇〇 〇〇			
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇〇 〇〇〇マンション〇号室		
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇 ー〇〇〇〇	携帯 電話 番号	〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇

1. 奨学金振込口座について （全員次の口にチェック）

☐ 採用候補者本人名義の普通預金（通常貯金）口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について （給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック） ⑩

☐ 進学届にて「自宅通学」を選択します（入学月より自宅通学となるため）。

☐ 進学届にて「自宅外通学」を選択します（入学月より自宅外通学となるため）。

については、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金 ⑪

（入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック）

☐ 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
については、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。

- ① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（本通知に同封の様式）
- ② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー
（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。）

☐ インターネットで提出する進学届の提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を辞退します（必要書類が調えられなかった場合を含む）。

(2) 保証制度 （「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック） ⑫

☐ 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを
確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。

☐ 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します（条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む）。

決定通知 裏面 確認項目

⑧ 学籍番号・・・学生番号を指します。各自 3/26（水）事務手続きにて配付の学生証にて確認してください。
※やむを得ない事情で学生番号が分からない場合（事務手続き欠席など）は受験番号を記入。

⑨ 学部・学科、氏名等・・・すべての項目を記入してください。
不備やその他連絡があった場合ここに記載された電話番号へ連絡します。※学生以外の電話番号は記入しないでください。

⑩ 給付奨学金について （給付奨学金採用候補者のみ対象）
表面の給付奨学金欄に「候補者決定」と記載されている学生は必ずどちらかにチェックを入れる必要があります。
☐ 進学届にて「自宅通学」を選択します・・・特に添付書類は必要ありません。
☐ 進学届にて「自宅外通学」を選択します・・・決定通知とともに以下2点を提出してください。

1. 通学形態変更届（自宅外通学）※ダウンロードし作成
2. 自宅外通学証明書類（アパート等の契約書など：詳細は「[自宅外通学の取扱いについて](#)」をご覧ください。）

【重要】

*自宅外通学証明書をすぐに提出できない場合は、準備ができ次第後日提出しても構いません。

ただし提出しない限り自宅外の受給額に変更されませんのでご注意ください。

*自宅外証明書類の審査が不備なく完了するまでは、全員自宅月額での支給となります。

審査の結果、自宅外通学であることが認められた場合、自宅外通学となった月に遡って自宅外月額が支給されます。（差額含む）。

⑪ 貸与奨学金（1）入学時特別増額貸与奨学金

貸与奨学金採用候補者のうち、⑦で 「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と
印字されている学生は、まず貸与奨学金採用候補者のしおり P.20 およびピンク色の「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」について」（A3 二つ折・決定通知と共に高校より配付済）をよく読んでください。その上で、決定通知裏面
⑪のどちらか一方に必ずチェックを入れる必要があります。

☐ 「入学時特別増額貸与奨学金を利用します。については、本紙に次の2点を添えて提出します。」
を選んだ場合、必ず添付書類2点を添えて提出してください（⑦参照）。

☐ 「入学時特別増額貸与奨学金を辞退します」を選んだ場合、入学時特別増額貸与奨学金のみ
辞退となりますが、他の採用候補となっている奨学金は受給できます。（添付書類2点は不要となります）
こちらにチェックした方は、進学届提出（WEB 手続き）の際、下図の通り必ず辞退してください。

参考：進学届入力画面（WEB 手続き）

3. あなたは入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者です。

(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか。 ☐ はい ☒ いいえ

「いいえ」を選択した場合、入学時特別増額貸与奨学金を辞退することになります。

進学届提出後の辞退の取り消しはできません。

☒ 確認しました

※WEB 上で「いいえ」、「確認しました」を選択しないと、辞退したことになりませんのでご注意ください。

※採用候補者決定通知を提出する際、「辞退します」を選択したにもかかわらず、進学届入力時に「希望します」
を選択した場合、書類不備者として全ての奨学金の振込が止まり、その後採用取消となります。申告内容を変更
しないでください。

⑫保証制度

人的保証を選択している場合、[貸与奨学生採用候補者のしおり](#) P.16～19 を確認の上、必ずどちらかにチェックを入れて
ください。